

## DPAT養成支援事業

### 令和7年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム(DPAT)運営委員会

日時 令和7年9月1日(月)14:00～16:00

場所 精神保健福祉センター2階

司会 総合精神保健福祉センター 平安山あゆみ

#### 【議事次第】

##### 1 開会

総合精神保健福祉センター所長あいさつ

総合精神保健福祉センター 牧志 倫

##### 2 委員の自己紹介

##### 3 行政報告

(1)沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱の一部改正について

資料1

県地域保健課 知念 聖也

(2)今年度のDPAT 関連研修・訓練派遣等の派遣状況・計画及び次年度派遣計画について

資料2

県地域保健課 知念 聖也

##### 4 協議事項

(1)沖縄県 DPAT 研修について

資料3

総合精神保健福祉センター 饒平名 愛梨

(2)県内 DPAT 統括者について

県地域保健課 知念 聖也

##### 5 閉会

**【資料一覧】**

運営委員会委員名簿 . . . p1

沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要綱 . . . p2～3

資料 1 行政報告(1) . . . p4～8

資料 2 行政報告(2) . . . p9

資料 3 協議事項(1) . . . p10～11

令和7年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 委員名簿

	委員名	役職・職種	機関名	分野別	備考
1	高江洲 義和	教授	琉球大学大学院医学研究科 精神病態医学講座	学識	欠席
2	平安 明	理事 (社会医療法人へいあん平安病院理 事長・医師)	沖縄県精神科病院協会	医療	
3	平山 篤史	会長 (沖縄国際大学准教授・公認心理 師)	一般社団法人沖縄県公認心理師協会	学識	
4	西銘 隆	会長 (田崎病院・精神保健福祉士)	一般社団法人 沖縄県精神保健福祉士協会	福祉	
5	喜納 徳男	支部長 (糸満晴明病院・看護師)	一般社団法人日本精神科看護協会 沖縄県支部	医療	
6	福治 康秀	院長 (医師)	独立行政法人国立病院機構 琉球病院	医療	
7	山川 宗一郎	医師	沖縄県立精和病院	医療	
8	川田 聡	精神科部長 (医師)	沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	医療	
9	滝 友秀	DPATインストラクター (平安病院・公認心理師)	DPAT事務局	医療	
10	佐々木 秀章	沖縄県災害医療コーディネーター (医師)	日本赤十字社 沖縄赤十字病院	医療	
11	(欠員)		沖縄県DPAT統括者	医療	
12	長棟 美幸	南部保健所長 (医師)	沖縄県保健所長会	行政 (県保健所)	欠席
13	國吉 聡	課長	沖縄県保健医療介護部地域保健課	行政 (県主管課)	
14	牧志 倫	所長 (医師)	沖縄県立総合精神保健福祉センター	行政 (精保福祉センター)	

令和7年度 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会 事務局

氏名	所属	備考
嘉手納 克子	県地域保健課	担当課
知念 聖也	県地域保健課	担当課
平安山 あゆみ	総合精神保健福祉センター	事務局
饒平名 愛梨	総合精神保健福祉センター	事務局
松田 みどり	総合精神保健福祉センター	事務局

## 沖縄県災害派遣精神医療チーム運営委員会設置要領

### 1 目的

県内及び県外で災害時等の緊急時において、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、活動マニュアルの作成や災害派遣精神医療チーム（DPAT）を整備する。さらに、緊急支援体制の強化を図るため、DPAT 運営委員会（以下、運営委員会という。）を設置する。

### 2 委員の構成

運営委員会の委員は、以下に掲げる機関の者で構成する（委員の推薦により代理の参加も可能）。運営委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

- (1) 国立大学法人琉球大学大学院医学研究科精神病態医学講座
- (2) 沖縄県精神科病院協会
- (3) 一般社団法人沖縄県公認心理師協会
- (4) 一般社団法人沖縄県精神保健福祉士協会
- (5) 一般社団法人日本精神科看護協会沖縄県支部
- (6) 国立病院機構琉球病院
- (7) 沖縄県立精和病院
- (8) 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター
- (9) 沖縄県保健所長会
- (10) DPAT 事務局
- (11) 沖縄県 DPAT 統括者
- (12) 沖縄県災害医療コーディネーター
- (13) 沖縄県保健医療介護部地域保健課
- (14) 沖縄県立総合精神保健福祉センター

### 3 委員の任期

委員の任期は、2年とする。

### 4 協議事項

運営委員会は、以下の事項について協議するものとする。

- (1) DPAT 体制整備に関すること
- (2) DPAT 構成員に対する研修・訓練の企画
- (3) DPAT 活動マニュアルの作成及び改訂
- (4) DPAT 活動の評価
- (5) DPAT 活動に関する情報交換、その他必要な事項

### 5 開催回数

運営委員会は、年1回以上開催する。

## 6 マニュアル検討委員会の設置

- (1) 運営委員会に、マニュアル検討委員会を設置する。
- (2) マニュアル検討委員会は、医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、事務局（地域保健課及び総合精神保健福祉センター職員）で構成する。

## 7 秘密の保持

運営委員会の構成委員は、当該委員会での協議上知り得た情報の秘密を漏らしてはならない。

## 8 庶務

運営委員会の庶務は、県立総合精神保健福祉センターが行う。

## 9 その他

この要領に定めるものの他、運営委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めることとする。

### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から適用する。

この要領は、令和元年 6 月 25 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 1 月 20 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 4 月 19 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

## 沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱

[沿革] 平成27年6月11日決定 令和元年7月8日一部改正 令和2年3月31日一部改正 令和3年3月26日一部改正  
令和6年3月12日一部改正

## (目的)

**第1条** この要綱は、大規模自然災害等（以下「大規模災害」という。）により地域の精神保健医療に支障を来すこととなる被災地域等で、被災者や支援者に対して精神保健医療活動の支援を行う沖縄県災害派遣精神医療チーム「沖縄県D P A T（Disaster Psychiatric Assistance Team）」（以下「沖縄県D P A T」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

**第2条** 沖縄県D P A Tとは、大規模災害が発生した際に、県内外の被災地域において、精神医療及び精神保健活動の支援を行う専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。

## (派遣協定)

**第3条** 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、沖縄県D P A T派遣を行う意志があり、D P A Tの活動に必要な人員、装備を有し、沖縄県D P A Tに登録された沖縄県内の精神科病院、その他医療機関及び精神保健関連団体と、沖縄県D P A Tの派遣に関する協定を締結するものとする。

## (編成)

**第4条** 沖縄県D P A Tは、次に掲げる機関の班により編成する。

- (1) D P A T先遣隊（独立行政法人国立病院機構琉球病院及び次号により登録された機関のうち、発災当日から遅くとも48時間以内に県内外の被災地域において活動できる班を有する機関であって、沖縄県が厚生労働省に登録したもの）
  - (2) 沖縄県災害派遣精神医療チーム（D P A T）登録申請書（様式1）により、沖縄県に申請し登録された機関
- 2 沖縄県D P A Tの1チームの標準的な編成は、精神科医師、看護師、業務調整員（ロジスティクス）の3職種を含めた3名から6名程度を基本とする。ただし、現地ニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、又は臨床心理技術者等を含めて人数及び職種を適宜構成するものとする。
- 3 先遣隊を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、先遣隊以外の班を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。

## (統括者)

**第5条** 沖縄県D P A T統括者は、沖縄県立総合精神保健福祉センター所長及びあらかじめ県が任命した精神科医師であって、沖縄県が厚生労働省に登録したものが務める。

(派遣基準)

**第6条** 沖縄県D P A Tの派遣基準は、次のとおりとする。

- (1) 県内で大規模災害が発生し、沖縄県災害対策本部が設置され、被災地域において精神医療及び精神保健活動への需要が増大する等、沖縄県災害医療本部がその活動を要すると判断した場合
- (2) 県外で大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定により厚生労働大臣又は被災都道府県知事から知事に対して沖縄県D P A T派遣要請があった場合
- (3) その他知事が必要と認める場合

(派遣方法)

**第7条** 知事又は保健医療介護部長は、前条の派遣基準に照らし、沖縄県D P A Tの派遣が必要と認めるときは、沖縄県D P A Tとして登録された機関（以下「登録機関」という。）の長に対して、沖縄県D P A Tの派遣を要請するものとする。

(沖縄県D P A Tの派遣)

**第8条** 登録機関の長は、前条により派遣要請を受けたときは、沖縄県D P A Tを派遣する。

(活動内容)

**第9条** 沖縄県D P A Tは、沖縄県又は被災都道府県のD P A T調整本部又はD P A T活動拠点本部に参集し、原則として、当該D P A T調整本部及びD P A T活動拠点本部の調整下で被災地域内の災害拠点病院、精神科医療機関、保健所、避難所等において次に掲げる活動を行う。

- (1) 本部活動
- (2) 情報収集とアセスメント
- (3) 情報発信
- (4) 被災地での精神科医療の提供
- (5) 被災地での精神保健活動の支援
- (6) 被災した医療機関への専門的支援
- (7) 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、自治体職員等）の支援
- (8) 精神保健医療に関する普及啓発
- (9) 活動記録と処方箋
- (10) 活動情報の引継ぎ
- (11) 活動終了時期の検討

(活動期間)

**第10条** 沖縄県D P A Tの1チーム1回あたりの活動期間は、1週間（移動日2日、活動日5日）を標準とする。

(費用負担)

**第11条** 登録機関の長は、第3条の協定に基づき沖縄県DPA Tの派遣に要する費用を請求することができる。

(補償)

**第12条** 知事は、沖縄県DPA Tの活動に伴う事故等に対応するため、県の負担において沖縄県DPA T構成員(以下「構成員」という。)を傷害保険に加入させるものとする。

(研修等)

**第13条** 沖縄県及び構成員が所属する病院等は、その技術の向上等を図るため、構成員の研修及び訓練に努めるものとする。

(新興感染症に係る活動)

**第14条** 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、通常の県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難、又はその恐れがあると認められる場合に、登録機関にDPA Tの派遣を要請する。

2 知事又は保健医療介護部長は、新興感染症に係る患者が急増し、県外からの精神保健医療の支援が必要な場合には、他の都道府県又は厚生労働省(DPA T事務局を含む)にDPA Tの派遣を要請する。

3 DPA Tは、要請に基づき、感染症の専門家とともに沖縄県の患者受け入れを調整する機能を有する組織・部門での精神疾患を有する患者の入院調整や、クラスターが発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。

4 新型コロナウイルス感染症がまん延し、知事又は保健医療介護部長の要請により、登録機関や他の都道府県からDPA Tを派遣した場合は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」に基づき、対象経費を支弁する。

(定めのない事項)

**第15条** この要綱に定めのない事項については、沖縄県DPA T活動マニュアルに従うほか、知事が別途定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年7月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県災害派遣精神医療チーム設置要綱

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p>
<p>第4条 沖縄県DPATは、次に掲げる機関の班により編成する。</p> <p>(1) <u>日本DPAT</u>（独立行政法人国立病院機構琉球病院及び次号により登録された機関のうち、発災当日から遅くとも48時間以内に県内外の被災地域において活動できる班を有する機関であって、沖縄県が厚生労働省に登録したもの）</p> <p>(2) 沖縄県災害派遣精神医療チーム（DPAT）登録申請書（様式1）により、沖縄県に申請し登録された機関</p> <p>2 沖縄県DPATの1チームの標準的な編成は、精神科医師、看護師、業務調整員（ロジスティクス）の3職種を含めた3名から6名程度を基本とする。ただし、現地ニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、又は臨床心理技術者等を含めて人数及び職種を適宜構成するものとする。</p> <p>3 <u>日本DPAT</u>を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、<u>日本DPAT</u>以外の班を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。</p>	<p>第4条 沖縄県DPATは、次に掲げる機関の班により編成する。</p> <p>(1) <u>DPAT先遣隊</u>（独立行政法人国立病院機構琉球病院及び次号により登録された機関のうち、発災当日から遅くとも48時間以内に県内外の被災地域において活動できる班を有する機関であって、沖縄県が厚生労働省に登録したもの）</p> <p>(2) 沖縄県災害派遣精神医療チーム（DPAT）登録申請書（様式1）により、沖縄県に申請し登録された機関</p> <p>2 沖縄県DPATの1チームの標準的な編成は、精神科医師、看護師、業務調整員（ロジスティクス）の3職種を含めた3名から6名程度を基本とする。ただし、現地ニーズに合わせて、児童精神科医、薬剤師、保健師、精神保健福祉士、又は臨床心理技術者等を含めて人数及び職種を適宜構成するものとする。</p> <p>3 <u>先遣隊</u>を構成する医師は、精神保健指定医でなければならない。また、<u>先遣隊</u>以外の班を構成する医師は、精神保健指定医であることが望ましい。</p>
<p>第5条～第15条 略</p>	<p>第5条～第15条 略</p>

## 資料2

今年度の DPAT 関連研修・訓練派遣等の派遣状況・計画及び次年度派遣計画について

### 【令和7年(2025)年度】

- 日本 DPAT 隊員技能維持研修（主催:DPAT 事務局） →1名
- 統括者・事務担当者研修（主催:DPAT 事務局） →なし
- 日本 DPAT 研修（主催:DPAT 事務局） →6名
- 大規模地震時医療活動訓練（主催:内閣府） →14名
- 九州ブロック合同訓練 →昨年度並みを予定(8名)

### 【令和8年度(2026)年度】

- 日本 DPAT 隊員技能維持研修（主催:DPAT 事務局） →5名程度
- 統括者・事務担当者研修（主催:DPAT 事務局） →0～1名
- 日本 DPAT 研修（主催:DPAT 事務局） →1～3名程度
- 大規模地震時医療活動訓練（主催:内閣府） →今年度同程度
- 九州ブロック合同訓練 →昨年度同程度

## 沖縄県 DPAT 研修について

総合精神保健福祉センター

## 1. 県内 DPAT 研修の経緯及び現状

	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7 (予定)
県内 DPAT 研修	沖縄県DPAT隊員養成のための研修									初任者研修 (新規隊員向け)	・初任者研修 (1日) ・スキルアップ 研修(半日)
					スキルアップ研 修 琉球病院主催		DPAT特別研修 (感染症対応)				

○国の DPAT 活動マニュアルにおいて、都道府県等は人材の育成・確保、受援体制の整備、派遣体制の整備を平時より行うことが記されており、DPAT 活動要領には都道府県等は研修を行い、DPAT の質の維持及び向上を図ることが明記されている。

○H27 年度から概ね年 1 回程度、沖縄県 DPAT 研修を開催。R5 年度までは、DPAT を組織する医療機関を対象に隊員養成のための研修を開催してきた。R6 年度の研修企画調整会議（県内の日本 DPAT メンバーが主な構成員）で検討した結果、R6 年には新規隊員の養成に特化した初任者向けの研修を初開催。

○県内で研修を開催して 10 年経過するが、隊員登録のための研修が中心であり、登録済みの隊員の技能維持・技能向上を目的とした研修は未実施となっていた。従来の研修体制では、1 回の研修で新規隊員の養成及び隊員の技能維持・技能向上の 2 つの目的を果たすことが難しいため、初任者研修とスキルアップ研修の 2 つに分けることとなった。

○上記の経緯を踏まえ、研修企画調整会議にて、今年度は初任者向け研修（1 日）の他、登録済みの隊員が発災時に活動できるようスキルアップ研修（半日）を開催することとした。

## 2. 県内 DPAT 体制整備を踏まえた研修目的

### 【初任者研修】

(参考) 第8次沖縄県医療計画 第5章医療施策より一部抜粋

指 標	現 状	目 標 (R11)	目 標 値 の 考 え 方	デ ー タ 出 典	取 組 の 主 体
DMAT、DPAT 等の医療チーム数及び構成する医療従事者数	R4 DMAT 26 チーム 209 人  DPAT 18 チーム 176 人	DMAT 26 チーム 以上 209 人以上  DPAT 18 チーム 185 人	令和5年度実績ベースの現状以上とする。	県医療政策課 県地域保健課	県 DMAT DPAT

○県内の DPAT 隊員数が現状以上となるよう、新規隊員向けの養成を目的に初任者研修を実施。DPAT 登録医療機関だけでなく、DPAT の隊員登録をしていない医療機関も受け入れ、災害医療や DPAT の活動について知るきっかけとなるような研修体制を築いていく。

### 【スキルアップ研修】

(参考) 第8次沖縄県医療計画 第5章医療施策より一部抜粋

#### ア 災害医療従事者の確保

災害発生時に県外からの応援が来るまでの間、県内の災害医療従事者で対応できるように、統括 DMAT 及び DMAT 隊員ならびに DPAT 隊員の維持・養成に努めます。

○大規模災害発生時に円滑に対応できるよう、隊員の技能維持・向上を目的に、主に DPAT 隊員向けに実施。受講対象は、過去に県内 DPAT 研修を受講済みの者とする。初めての開催となるため、研修内容については、研修企画調整会議にて検討しながら組み立てていきたい。